

# 「藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例(案)」 のパブリックコメント実施について

交通安全・地域安全課

令和8年4月策定予定の「藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例（案）」に対する意見を募集します。

概要は下記のとおりです。

- 1 要 旨** 藤枝駅周辺の公共の場所における客引き行為が増加し、市民の安全・安心な通行が妨げられ、快適な生活環境の確保に影響が出ていることを鑑み、安全・安心で快適なまちづくりに寄与するため、本条例を制定します。
- 2 条例の内容**
  - (1) 目的、定義
  - (2) 市、市民、事業者の役割
  - (3) 客引き行為等の禁止区域の指定、変更・解除
  - (4) 指定区域における禁止行為等
  - (5) 違反行為者に対する指導及び勧告、命令
  - (6) 違反行為者に対する報告及び立ち入り調査
  - (7) 繰り返し行為等の悪質事案に対する公表及び罰則
  - (8) 関係機関への情報提供、協力要請
- 3 条例の効果**
  - (1) 指定区域における客引き行為等の禁止が明確になる。
  - (2) 事業者・従業員の遵守義務を示す。
  - (3) 市・警察・関係団体が連携し、通報・パトロール・指導を強化できる。
  - (4) 悪質な繰り返し行為に過料等の実効的な措置を講じることができる。
- 4 問い合わせ** 交通安全・地域安全課 電話：054-631-5553（内線：3543）